

平成 27 年 7 月 24 日
千葉行政評価事務所
(所 長 : 太 田 卓 夫)

「災害時に必要な物資の備蓄に関する行政評価・監視」

の結果に基づく勧告 <千葉県内の事例>

この度、総務省は、災害時における国の業務継続性の確保や、帰宅困難者の発生による混乱等の防止を図る観点から、各府省における非常時優先業務等の実施に必要な物資の備蓄状況、帰宅困難者の受入対策の実施状況等を調査し、必要な改善措置について平成 27 年 7 月 24 日付けで関係 15 府省に勧告しました。

この調査の一環として、千葉行政評価事務所は、平成 26 年 12 月から平成 27 年 3 月まで、千葉県内に所在する 4 省計 10 機関を対象に実地調査を行いました。上記勧告で取り上げられた千葉県内の事例を次ページ以降に掲載しています。

<本件照会先>

総務省千葉行政評価事務所

評価監視官 中村

電 話 : 043-246-9821

F A X : 043-246-9829

※結果報告書等は、総務省ホームページに掲載しています。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo/h27.html

(注) 千葉行政評価事務所の調査結果に基づく事例以外の内容につきましては、

「総務省行政評価局総務課地方業務室 (電話 : 03-5253-5415 (直通))」

船橋、菊地、藤野まで御照会ください。

災害時に必要な物資の備蓄に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告（概要）

背景等

- 首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、甚大な人的・物的被害が想定。災害時に初動対応等を迅速・的確に行うためには、国の業務継続性の確保が必要（業務継続計画を策定）
- 業務継続計画の実効性を確保するためには、災害時に非常時優先業務が実施できるよう、食料、飲料水、簡易トイレ、毛布等の備蓄を推進することが必要
- 東日本大震災の際には、首都圏で約515万人の帰宅困難者が発生。大規模災害時には、大都市圏で多数の帰宅困難者の発生が予想され、国の庁舎においても帰宅困難者を受け入れることが想定

勧告日：平成27年7月24日

勧告先：15府省（内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省）

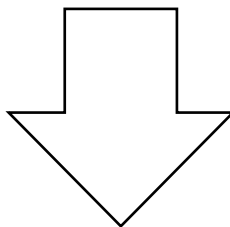
※ 調査対象：19府省計178機関
（本府省24、地方支分部局154）

千葉県内では4省10機関を实地調査

- ・総務省千葉行政評価事務所
- ・法務省千葉地方法務局
- ・財務省千葉財務事務所、千葉税関支署、市川税務署、柏税務署、千葉東税務署
- ・国土交通省千葉国道事務所、千葉運輸支局、銚子地方气象台

調査事項

- ①非常時優先業務等の実施に必要な物資の備蓄状況 ②帰宅困難者の受入対策の実施状況 ③備蓄物資の保管状況



1 非常時優先業務等の実施に必要な物資の備蓄の推進

調査結果

○ 食料、飲料水、簡易トイレ、毛布の全て又は一部に関し備蓄の目標量（※）が未設定（178機関中53機関）

※ 各機関がそれぞれ設定（本府省は、政府業務継続計画（首都直下地震対策）（H26. 3. 28閣議決定）に基づき、おおむね参集要員の1週間分、参集要員以外の職員の3日分。）

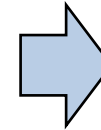
千葉県内については、10機関中2機関

- 食料、飲料水、簡易トイレ、毛布の4品目全てについて、目標量が未設定
 - ・千葉行政評価事務所（→平成27年2月に目標量設定、3月備蓄済み）
- 4品目のうち、毛布について、備蓄はあるが目標量が未設定
 - ・千葉国道事務所（→平成27年1月に目標量設定済み）

○ 目標量を定めているが、4品目の全て又は一部に関し目標量を満たす時期が未定（178機関中34機関）

千葉県内については、10機関中2機関

- 食料、飲料水、簡易トイレ、毛布の4品目全てについて、目標量を満たす時期が未定
 - ・千葉地方法務局（→平成28年度までに全職員の3日分を備蓄し、同年度以降に参集要員の7日分を備蓄する予定）
- 4品目のうち、簡易トイレ、毛布について、目標量を満たす時期が未定
 - ・千葉財務事務所



勧告

- 備蓄の目標量の設定
- 計画的な備蓄の実施

（注）本府省は平成27年4月1日、地方支分部局は26年12月1日時点の調査結果

2 帰宅困難者の受入対策の推進

調査結果

○ 帰宅困難者への対応方針が未定（178機関中39機関）

千葉県内については、10機関中2機関

- ・千葉行政評価事務所（→平成26年12月25日に策定済み）
- ・千葉税関支署（→庁舎の立地上、庁舎外帰宅困難者の発生を想定していない。）

○ 対応方針を定め、受け入れることとしているが、 受入場所が未設定（69機関（※）中32機関）

千葉県内については、4機関中1機関

- ・千葉地方法務局

受入可能人数が不明（69機関（※）中49機関）

千葉県内については、4機関中2機関

- ・千葉地方法務局
- ・千葉運輸支局

※ 庁舎管理を行っている機関で帰宅困難者（来庁者又は庁舎外の帰宅困難者）を受け入れることとしているもの

勧告

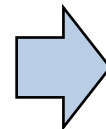
- 対応方針の明確化
- 受入場所、受入可能人数の設定

3 備蓄物資の保管の適正化等

調査結果

津波等により浸水するおそれのある場所に保管（15機関）

千葉県内の事例なし



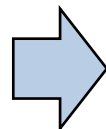
勧告

保管場所の見直し

調査結果

執務室と保管場所とが10階以上離れている（8機関）

千葉県内の事例なし



勧告

備蓄物資の一部の執務室の
近くへの保管

調査結果

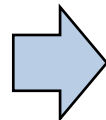
賞味期限等が過ぎているものを保管（9機関）

千葉県内については、10機関中1機関

➤ 飲料水

・ 市川税務署

〔 賞味期限：平成26年11月→平成27年1月に平成26年度分の備蓄
物資の送付を受けている。 〕



勧告

賞味期限等の定期的な点検、
備蓄物資の適切な更新